



夢よ再び

会長・犬束洋志

新年明けましておめでとうございます。  
わが国の船には舵どころか船長も居ない状況と感じているのは私一人でしょうか。それでも地球は回転し新しい年が明けました。

昨年は年のはじめに色んなことを決意して臨みましたが、終わってみるとほとんど未完成でした。原因は何かと自問し「根気の欠落」ではないかと思うのです。

そんな時に作家五木寛之さんの「人間の覚悟」という本を知りました。もともと彼については深夜放送の「わが人生の歌語り」を聴いて考えは多少知ってはいたのです。彼は中1で今の北朝鮮ピョンヤンから、同じ時期私は小4で韓国テグから引き揚げてきて終戦の混乱の中で母を失ったという共通項があるのです。

背伸びして生きてきた長い人生もそろそろプレキを踏む時ではないかと思っていたちょうどそのとき、技術士会機関紙の巻頭言依頼が届き人生とは面白いものだったと思った次第です。

私どもの技術士会も大きな曲がり角と思うのです。その根拠は行政刷新会議で科学技術振興費が縮小されたことなどに起因します。資源を持たないわが国が世界に立ち向かうには科学振興、技術開発しかないと思いますがその希望の芽が摘み取られたのです。

しかし、当面の法人化に伴う見直しは代表幹事に説明していただくとして、如何なる状況にせよ、きちんとした組織体制に移行し世間に認知されなくてはならないのです。そのために二つのことを新年度から実行すべく役員会前に会員に知っていただき活発な意見を期待しています。

ひとつは、我がHP上に電子会議室をセットし責任ある発言を期待しています。

ふたつめは、機関紙の紙面を刷新して名刺代わりに配布できるようにしたいと考えています。機関紙には各自の研究を記載して紹介してゆきます。地球温暖化など研究のテーマには事欠きません。

いずれも費用が必要ですが財源を検討して結論を出したいと思います。技術士会の存在は知っていても会員はほとんどが企業に所属しているので活動は企業の活動として認識されているのです。時には個人としての活動を評価してもらうための活動こそが技術士の本来の姿と認識して今年も努力することといたしましょう。

日欧の環境政策とサステナビリティ

本田 圭介(機械部門)

1987年国連に設置されたブルントラント委員会が発表した「地球の未来を守るために Our Common Future」に於いて「将来のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たす開発」という**持続可能な開発**(Sustainable Development)の概念を打ち出してから既に20年を経過している。

日本に於いても1993年に環境基本法の制定以来「**持続可能な環境**」「**持続可能な経済**」など「**持続可能な・・・**」という言葉が頻繁に使われている。EU諸国の地方都市に於いてはローカルアジェンダ21の実施に伴い**持続可能な開発**への取り組みが(一部の国では積極的に)行われている。

先ず日欧の環境政策の違いについて概観し、総合的サステナビリティの可能性についての私見を述べる。

1. 各国の環境政策の概要

(1) ドイツ

公害対策

1974年に制定されたThe Federal Clean Air Actは監督局や地方当局に環境・健康保全及び汚染防止の権限を与えて、法的規制を中心とした対策を行った。1986年制定のTechnical Instruction on Air Quality Control(またはTA Luft)では、大気の状態に関して**環境庁と機器供給者(例えば脱硝装置メーカー)からのデータに基づきBAT(Best Available Technology)で得られる排出物質の濃度を算定して、それを基準値としている**。BATが要求する新技術・装置は大気汚染が激しくない地方でも採用されることが公的に要求されている。この硬直した許認可当局のさらなるきびしい規制を避けるために、大企業は議会に対するロビー活動を展開して自企業に有利になるように働きかけている。これが初期段階の公害問題に於けるドイツの環境政策の革新を妨げたものと考えられる。

廃棄物防止政策と持続可能な開発

ドイツに於ける各セクターの横断的なKlaus Toepfer's Strategy「クローズドサイクル経済計画」は**持続可能な開発**の原理に基づいて資源の保全と廃棄物の削減に焦点を当て、経済成長と環境への排出物質のデカップリングを狙って策定されたが、生産量の拡大とともに産業廃棄物の量も拡大した為、廃棄物処理規制の強化を図らざるを得なかった

1994年にthe waste framework lawが連邦議会を通過し、1996年に発効となった。この廃棄

物処理法の3原則は下記の通りである：

- ・材料の再使用により廃棄物を出さない。
  - ・リサイクルまたは燃焼によりエネルギーを生産する
  - ・廃棄物の量を減少するため焼却して埋め立てる。
- 以後ドイツは環境政策の中心に**持続可能な経済**の達成を長期目標に据え、推進することとなった。

## (2) 英国

### 持続可能な開発 への指向

80年代の終わりに the Brundtland commission が**持続可能な開発**に関する報告書を公表した後、ヨーロッパの国会選挙でグリーン党が15%の投票を獲得した。英国に於いては主要政党が**持続可能な開発**を合言葉としてマニフェストを修正している。

1990年代になると、地球環境問題は気候変動、海洋、大気汚染等の如く国際間で協力して対応すべきものとして主張され、推進されている。1990年代初頭、英国においては、企業・団体が自主的に公害問題と地球環境問題に取り組むための標準規格としてBS7750(環境管理システム)が制定され、認証登録制度が確立されている。更にはBS7750の実績を踏まえて国際規格ISO14001(環境管理システム)が制定されている。

注) この国際規格の制定にあたって中心的な役割を担ったのが英国の規格協会(BSI)である。

### 気候変動に関する京都議定書(COP3)への対応について：

英国はCOP3の締結にリーダーシップをとり、ブレア首相が率いる新労働党政府は環境問題を英国にとってビジネスチャンスとして取り上げることに決定して、世界最初のCO<sub>2</sub>排出権取引制度を国内に導入した。この英国の政策は ecological modernization として2001マニフェストに記載され、**持続可能な開発**についてはthe right balance of environmental protection、Safer communities and economic growth' と謳っている。

## (3) 日本

### 国による環境規制

1967年公害対策基本法が制定され、これは1968年から1973年間に制定された公害関連(大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、地盤沈下)規制法および「公害健康被害の補償等に関する法律」の基礎となった。またこの期間に「自然環境保護法」が制定されている。その間、国の環境政策の中心をなしていたのがこの公害対策基本法である。

環境政策については環境庁及び関係当局と産業界の代表団体・民間機関とのあいだのコミュニケーションが緊密に行われたため、環境庁は環境政策の

策定とその実行において成功を収めている。特に環境庁が地方当局と共に実施した**環境技術に関するヒヤリングシステム**はその好例である。産業界も環境省の柔軟な手法に対応して技術情報を提供するなど、規制(例えばSO<sub>x</sub>, NO<sub>x</sub>の規制)の制定に協力的であった。

### 環境基本法と持続可能な開発

1993年に制定された環境基本法は**持続可能な開発**を法の中心(3, 4, 5章)に据えた点において画期的であった。**環境影響評価**に関する国の要求が新基本法で初めて現れている。これに先立って東京都が環境影響評価条例を制定しており、これは地方の新政策が国に先駆けて制定される好例である。新基本法のもう一つの特徴は産業界と政府の関係を透明にして、環境汚染削減のための自主契約の枠組みを設けたことである。

国家レベルでの契約は企業に対して、環境対策の提案についての主導権を与えており、その結果、通産省(現在の経済産業省)がガイドラインと行政指導を策定するときの、企業とのコミュニケーションを強化する役割を果たしている。

つまり、日本の公害対策は**目的・目標を明確にしているため、行政と企業の対応は素晴らしいパフォーマンスを示している。**

## 2、総合的サステナビリティへの挑戦

第1章に日英独の環境政策とサステナビリティへの足掛かりについて述べたが、いずれも環境側面に重点を置いたサステナビリティである。2000年代に於いては環境・社会・経済の3側面に於ける総合的サステナビリティが求められつつある。即ち2002年にEUは傘下の諸国に対して総合的サステナビリティ政策の素案を提供して意見を求めると共に各国の具体的な実施状況について報告を求めている。

### (1) サステナビリティとは

サステナビリティとは一言でいえば「**将来の世代に於いても現在の豊かさを持続させる**」ということである。つまり**リスクなき社会をいかにして作るか**と云うことが総合的サステナビリティへの挑戦である。

### (2) 非サステナビリティ - 社会

チェルノブイリ原発事故、異常気候、人体遺伝学をめぐる論争や2008年に始まった欧米の金融資本主義の危機といった様々な出来事や脅威に共通しているのは、地球と人類のサステナビリティに対する**無視**である。この無視が存在する社会を非サステナビリティ社会と呼ぶことにしよう。

非サステナビリティ社会においては危険の次元が3つに区別できる。その3つの次元とは、第1にエコロジ

カルな危機、第2に世界的金融危機およびエネルギー危機、第3に国家間、国内および地域における社会的・経済的格差の拡大による社会の崩壊の危機のことである。

### (3) サステナビリティへの道

これら3つの危機のグローバル性を認め、受け入れることから、サステナビリティへの新しい政治が世界的広がりをもって、全地球的規模の連携(運命共同体)により切り開かれるのではなかろうか。例えば、地球温暖化など地球規模のリスクに対抗するため、各国はより緊密に協力し合うことになる。一部の国の強欲な政策による環境・社会・経済の不安定化に対して、世界中の運命共同体が抵抗することによりグローバルなサステナブル政治が生まれてくるであろう。それでは、グローバル化時代に於けるサステナブル政治は如何にして可能であろうか。

サステナビリティ実現のための政治原則として最も重要なのが法の原則(社会的、経済的、環境的)である。サステナビリティ達成のためのグローバルな同盟においては国際的な条約が締結され、批准されなければならない。それはサステナビリティに対する国家間の追及に法的基盤を与え、統一的・普遍的な法空間を作り出す。その目的はサステナビリティを拒否する国家を人類及び地球に対する犯罪として罰することにある。

## 3. むすび

「公害防止技術は職人の技術である。しかしSUSTAINABILITYはそれよりも遙かに高度の政治・経済・社会・自然の理念である。」これを成功させるためには上述の如く法に裏付けされた国際間の緊密な協力が必要である。

以上

## 日本技術士会及び九州支部の動向など

長崎地区代表幹事 大橋 義美

新年明けましておめでとう御座います。旧年中は会の活動にご協力いただきありがとうございます御座いました。本年も宜しくお願いいたします。

技術士会の動向等についてご報告いたします。

### 1. 公益法人化について

日本技術士会は、新公益法人としての申請を内閣府へ提出する準備をしています。認可されれば、会として新しい取り組みがなされるものと考えます。

### 2. 各地区の活動について

新公益法人へ移行した場合は、支部体制の整備計画として、支部直属の県技術士会が再編成される予定です。この場合、県技術士会は支部との間に協定を結び冠に「日本技術士会」を付け、「社団法人日本技術士会九州支部長崎県技術士会」と称すること

が検討されています。

この場合は、本技術士会に属する会員は日本技術士会会員のみとなります。現在の長崎県技術士会は日本技術士会員に関係なく県内の技術士及び技術士補・修習技術者により構成されていますので、現在の長崎県技術士会を発展的に再組織し、日本技術士会と、非会員による活動組織を結成し活動協定を結ぶなどにより長崎県の技術士が協力し技術士活動を行うことが重要と考えます。

今後の活動を活性化させるため、会員皆様と協議してより良い長崎県技術士会を目指して行きたいと思っておりますので、ご協力の程宜しく願います。

現在の会員の状況は、長崎県技術士会が120名でその内日本技術士会会員が53名、日本技術士会未加入会員で長崎県技術士会のみで67名、どちらの会へも入会していない県内在住技術士が約80名と考えられます。

個人情報保護法との関係で会員情報が把握できない点がありますが、長崎県内の技術士の連携を密にして社会的にも活動できればと考えます。

### 3. 技術士の業務開発について

九州支部の業務開発委員会では、企業等より技術に関する業務委託がある場合は会員の皆様に情報を提供し活動して貰うようにしております。

情報がありましたら提供をするように努めますので、その節は宜しくお願いいたします。そのためには会員皆様の得意分野などのデータベースを作成しておき、ご案内出来ればと考えます。今後検討しますので、特に業務を希望される方は宜しくお願いいたします。

### 4. 地方自治体技術支援グループについて

支部では、日本技術士会登録チームとして「地方自治体技術支援グループ」を編成し、市町村で技術監査等の技術部門の監査、プロジェクト等の委員会委員や助言者、公共工事の管理や検査、設計・調査の審査・助言等の支援・活用を希望される自治体に対する支援、又、学校の教育等の支援を行うという計画です。

現在、本部に登録申請を行っているとのことです。実施に向けては多くの課題も考えられますが、技術士の社会貢献の一環として取り組むべく支部で種々検討されています。

実施段階では参加希望者を募ることとなります。その節はご案内をいたしますので宜しくお願いします。

### 5. 機関紙への執筆について

日本技術士会発行の「技術士」、九州支部発行の「技術士だより・九州」、長崎県技術士会発行の「APREN」への原稿をお願いしていますが、会員皆様のご協力により各機関紙への掲載が出来てい

お忙しい中をお願いし申し訳ないと思っておりますがご協力に感謝いたします。今後共、執筆をお願いいたしますがその節は宜しくお願いいたします。

6.九州支部創設45周年記念事業、本部主催「第30回地域産官学と技術士合同セミナー」の開催について

本年は、上記のような事業が計画されていますので、その節は多くの皆様の参加を宜しく申し上げます。

7.支部の技術論文募集について

昨年末に、技術論文の募集があり長崎県より1件の応募があったとのこと。

3月6日(土)に論文発表会が開催される予定です。発表会については別途案内いたしますので多くの皆様の参加をお願いいたします。

8.本年は、長崎県技術士会にとって色々なことが計画されると思いますが、会の活性化へ向け皆様のご協力を宜しく申し上げます。

特に会の運営に対する若手技術士の皆様の活発な参加をお願いします。

9.代表幹事としての反省

職を仰せつかっていますが、企業内技術士であり日常業務に追われ十分な活動が出来ていない点は非常に心苦しく思っています。

研修会等で会員同士が顔を合わせる機会を多く作ることが必要と思いますので、皆様より色々の提案が出て行けば幸甚です。

犬束会長の年頭挨拶にもあります、HP上の電子会議室を利用し多くの皆様のアイデアを期待しています。

特に青年技術士の皆様の声を期待しています。

最後になりますが、長崎県技術士会と会員の皆様にとって良い年になることを祈念いたします。

#### 平成21年度技術懇話会(NPO法人技術交流フォーラム主催)の開催

平成21年11月28日に佐賀県武雄市(佐賀県宇宙科学館)にて、例年通り開催されました。

長崎県技術士会は協賛として参加しました。会には長崎より4名(藤村幹治、山口和登、西村博崇、大橋義美)が出席しました。

講演は「これからの社会資本整備のありかた」NPO法人クリエイト九州理事長川上義幸先生(建設部門)及び、「長崎県における技術士育成活動の事例」扇精光(株)技術担当理事藤村幹治先生(農業部門)の発表がありました。

藤村先生には長崎県技術士会の立場で発表して頂きました。内容は「長崎県内の農業部門・農業土木の技術士の方々が、県庁内の農業部門担当者の技術士受験に対し、指導組織を編成され後輩の指導育成を図ら

ます。

れており、平成7年より現在まで延べ25名の技術士第二次試験合格者、そして70余名の第一次試験合格者を育成されており、この指導の目的、育成のあり方等”について講演して頂きました。

熱心な指導と実績に感激しました。ご講演に感謝いたします。

その後、「武雄温泉ハイツ」での懇親会に参加し温泉へ入り翌日解散しました。

本年もご講演の依頼をすることと思いますが、その節は宜しくお願いいたします。

#### 機関紙発行担当者より

新年明けましておめでとうございます。

政権が代わり、社会情勢が大きく変化しようとする中、私たち技術者の周りにも有形・無形で大きなうねりがきており、色々な意味で変革・改革を求められる年になるのではないのでしょうか。

今回は新年を迎えて犬束会長に巻頭言を頂くとともに、会員の皆様の積極的な投稿や情報提供により、いつもより増頁にて発行することとなりました。

今後も会員の皆様の投稿をお待ちしています。機関紙発行に関する意見等は下記にお願いします。

大栄開発(株) 桐原 敏

〒857-1151

佐世保市日宇町2690

TEL 0956-31-9358

FAX 0956-32-2711

E-mail : [s.kirihara@daieikaihatsu.co.jp](mailto:s.kirihara@daieikaihatsu.co.jp)